平成２１年（フ）第６７８８号
大阪市中央区南船場４丁目４番３号
破産者　株式会社シービーコーポレーション
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６９７号
大阪府東大阪市衣摺１丁目３番24号
破産者　いずみ産業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９３５号
大阪府東大阪市森河内東２丁目７番１号
破産者　株式会社梅本金属製作所
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９８４号
大阪府豊中市北条町１丁目35番21号、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市中の島町４番42号
破産者　有限会社秀栄産業
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５４４号
神戸市兵庫区水木通５丁目３番16号
破産者　株式会社スリーベル
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８５号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目６番35号
破産者　有限会社和幸製作所
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１００６号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目９番18―914号
破産者　株式会社ミツワ
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０１７号
兵庫県芦屋市茶屋之町３―19
破産者　有限会社グローバルフーズサプライ
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３号
岡山県津山市志戸部672番地
破産者　向陽建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１２０３号
北九州市八幡東区枝光本町９番１号
破産者　株式会社アダプテクノ
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６４号
熊本市小山１丁目10番11号
破産者　株式会社西松
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５６０号
熊本県上天草市松島町合津4337番地２
破産者　有限会社熊本サンド興業
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８４６号
熊本市南坪井町１番10号
破産者　有限会社ウォールフラワーズ
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２８０号
北海道岩見沢市大和３条４丁目６番地４
破産者　株式会社大門
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２６２号
青森市松原３丁目７番10号
破産者　株式会社セフティーズ
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７２号
仙台市若林区南小泉３丁目８番７号
破産者　有限会社真明会
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第６８９号
埼玉県越谷市大字大里170番地１
破産者　株式会社ロイヤル
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋５丁目185番地
破産者　有限会社ウィザス
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２０号
三重県津市津興字南阿漕田173番の３
破産者　大富建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１号
三重県松阪市南町193番地　コーポサンライズＧ号、住民票上の住所三重県多気郡多気町五桂241番地１
破産者　河合　真幸
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第５８９号
大津市大萱１丁目16番６号
破産者　株式会社オプチカ
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３号
鳥取県境港市弥生町59番地１
破産者　福島冷凍運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成１７年（フ）第８６３号
千葉県富里市根木名125番地18
破産者　株式会社シズヘ
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所